

関連資料

目 次

1. 風景づくり資源図（別刷）
2. 風景特性基準の対象
 - (1) まとまったみどり基準..... 関連資料-2
 - (2) 河川基準 関連資料-6
 - (3) 緑道基準 関連資料-8
 - (4) 歴史的資産基準 関連資料-10
 - (5) 農の風景基準 関連資料-12
 - (6) 拠点基準 関連資料-14
 - (7) 幹線道路基準 関連資料-18
 - (8) 世田谷線沿線基準 関連資料-20
3. 地域風景資産、界わい宣言一覧
 - (1) 地域風景資産 関連資料-21
 - (2) 界わい宣言 関連資料-25

2. 風景特性基準の対象（平成27年3月時点）

（1）まとまったみどり基準

●公園

種別	番号	名称	所在地
近隣公園	1	こどものひろば公園	下馬2-31-4
	2	若林公園	若林4-34-2
	3	駒沢緑泉公園	駒沢3-19-8
	4	希望丘公園	船橋7-9-2
地区公園	1	世田谷公園	池尻1-5-27
	2	羽根木公園	代田4-38-52
	3	玉川野毛町公園	野毛1-25-1
	4	二子玉川公園	玉川1-16-1
総合公園	1	祖師谷公園	上祖師3丁目
運動公園	1	宇奈根公園	鎌田2丁目、宇奈根1丁目
	2	大蔵運動公園	大蔵4-6-1
	3	大蔵第二運動公園	大蔵4-7-1
	4	駒沢オリンピック公園	駒沢公園
	5	多摩川二子橋公園	鎌田1丁目先、鎌田2丁目先
風致公園	1	上野毛自然公園	上野毛2-17-19
	2	鷺草園	奥沢7-41-3
	3	多摩川玉川公園	玉堤1丁目先
	4	多摩川遊園	玉堤2-1-1先
	5	等々力溪谷公園	等々力1-22-26
	6	呑川親水公園	深沢7-1先
	7	兵庫島公園	玉川3-2-1
	8	大蔵三丁目公園	大蔵3-2-40
	9	岡本公園	岡本2-19-1
	10	次大夫堀公園	喜多見5-27-14
	11	つりがね池公園	祖師谷5-33-11
	12	丸子川親水公園	岡本2-24-5先
	13	蘆花恒春園	粕谷1丁目
歴史公園	1	世田谷城址公園	豪徳寺2-14-1
農業公園	1	瀬田農業公園	瀬田5-30-1
広域公園	1	砧公園	砧公園

●都市緑地

番号	名称	所在地
1	上馬塩田緑地	上馬2-17-14
2	桜丘宇山緑地	桜丘3-28-10
3	桜丘すみれば自然庭園	桜丘4-23-12
4	桜木ふれあい緑地	桜1-27-28
5	三宿の森緑地	三宿2-27-27
6	羽根木緑地	羽根木1-29-22
7	奥沢六丁目緑地	奥沢6-25-3
8	上野毛二丁目緑地	上野毛2-12-19
9	上野毛四丁目緑地	上野毛4-10-1
10	桜新町一丁目緑地	桜新町1-31-9
11	桜新町二丁目緑地	桜新町2-4-1
12	瀬田一丁目緑地	瀬田1-9-44
13	瀬田四丁目南緑地	瀬田4-6-2
14	中町どんぐり緑地	中町1-5-9
15	馬事公苑前緑地	上用賀2-3-4
16	深沢一丁目緑地	深沢1-28-11
17	深沢の杜緑地	深沢8-14-1
18	二子玉川けやき緑地	玉川3-19-7
19	稻荷塚古墳緑地	喜多見4-7-9
20	大蔵ひまわり緑地	大蔵1-6-22
21	大蔵四丁目緑地	大蔵4-1-27
22	岡本緑地	岡本1-3-8
23	岡本いこいのもり緑地	岡本1-17-3
24	岡本静嘉堂緑地	岡本2-23-42
25	岡本わきみず緑地	岡本2-35-16
26	岡本三丁目緑地	岡本3-25-21
27	成城みつ池緑地	成城4-20-8
28	成城みつ池北緑地	成城4-22-31
29	成城三丁目緑地	成城3-16-38
30	成城四丁目緑地	成城4-31-4

●都市緑地（つづき）

番号	名称	所在地
31	成城四丁目南緑地	成城4-19-13
32	成城七丁目緑地	成城7-21-24
33	祖師谷六丁目緑地	祖師谷6-28-52
34	ビル坂緑地	成城4-32-1
35	烏山つつじ緑地	北烏山6-16-8
36	北烏山四丁目緑地	北烏山4-45-66
37	北烏山五丁目緑地	北烏山5-18-21
38	給田四丁目緑地	給田4-25-18
39	八幡山かまのくち緑地	八幡山2-13-1

●都市林

番号	名称	所在地
1	松之木都市林	駒沢1-13-3

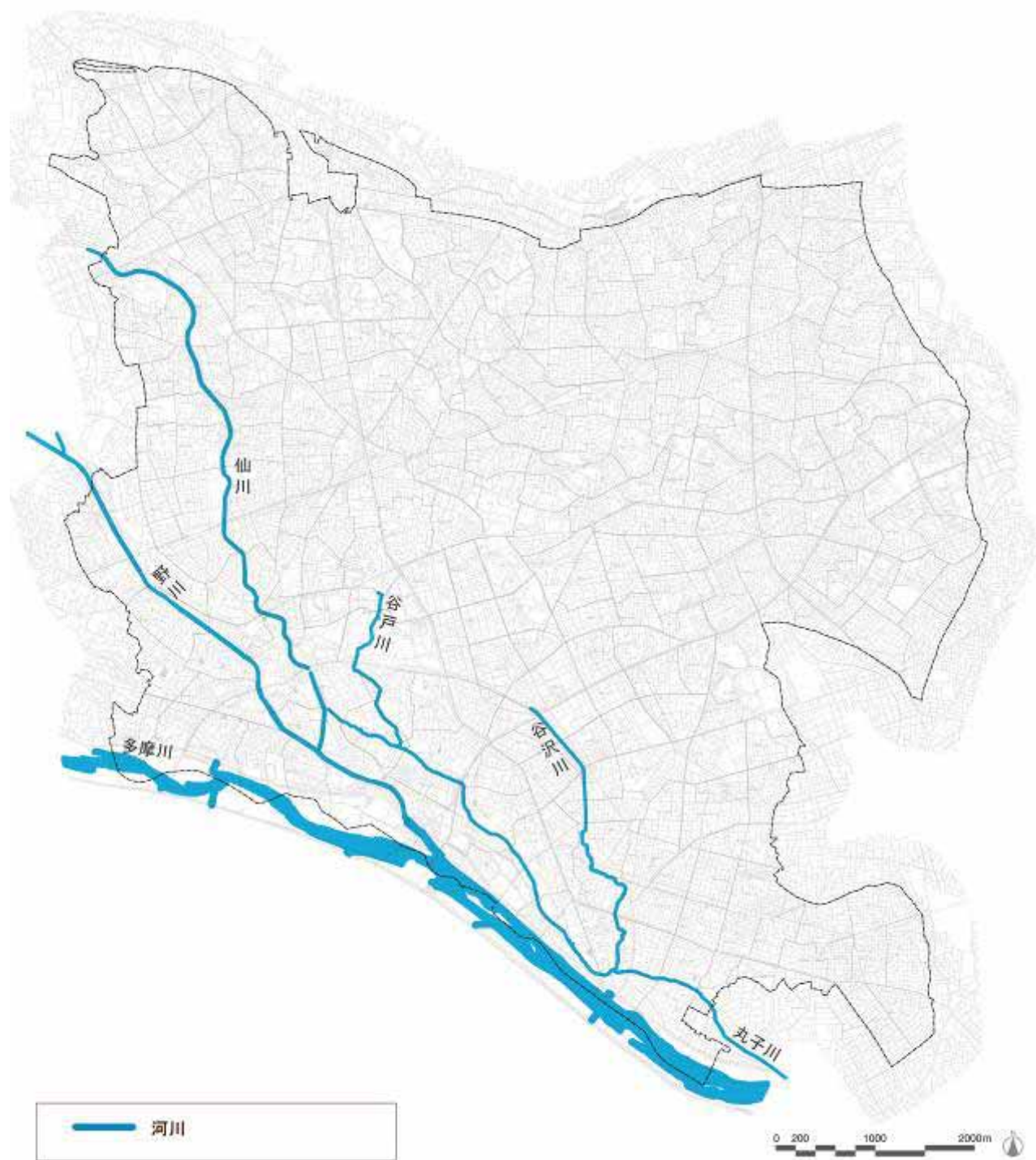
●特別緑地保全地区、特別保護区

番号	名称	所在地	特別緑地 保全地区	特別保護区
1	成城みつ池	成城4丁目地内		
2	経堂五丁目	経堂5丁目地内		
3	烏山弁天池	北烏山4丁目地内		
4	成城三丁目崖の林	成城3丁目地内		
5	深沢八丁目無原罪	深沢8-13		

(2) 河川基準

種別	番号	名称
一級河川	1	多摩川
	2	仙川
	3	野川
	4	谷沢川
	5	丸子川
公共溝渠	6	谷戸川

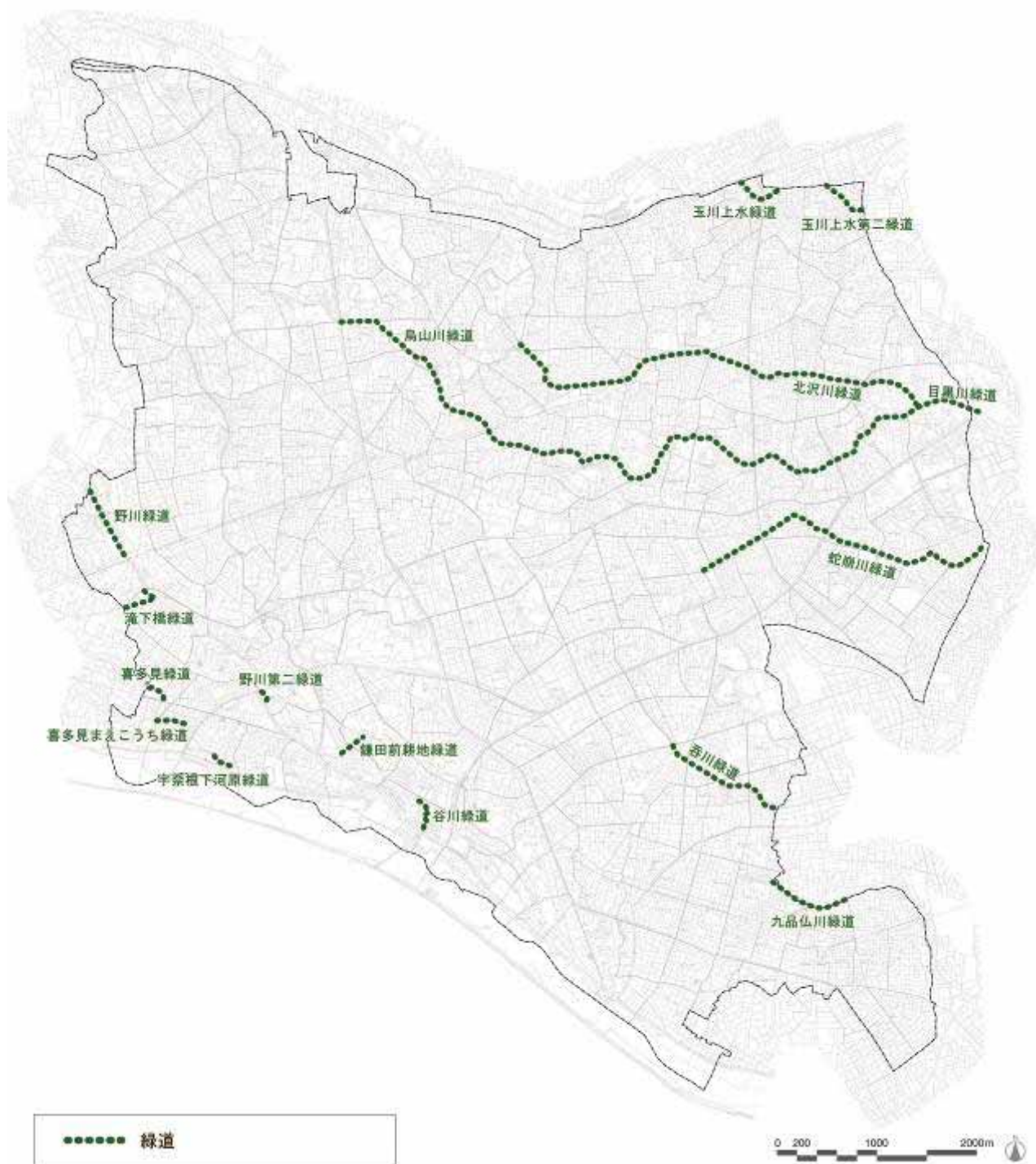
位置図（河川基準）



(3) 緑道基準

番号	名称	所在地
1	烏山川緑道	三宿2-1～船橋7-21 先
2	蛇崩川緑道	下馬1-8～駒沢2-41 先
3	目黒川緑道	池尻4-24～池尻3-1 先
4	北沢川緑道	三宿2-1～赤堤3-34 先
5	玉川上水緑道	大原1-43～大原2-26 先
6	玉川上水第二緑道	北沢5-23～北沢5-34 先
7	九品仏川緑道	奥沢5-25～奥沢7-13 先
8	呑川緑道	深沢1-3～深沢5-10 先
9	谷川緑道	玉川3-24～玉川3-34 先
10	宇奈根下河原緑道	宇奈根2-8-30 先
11	鎌田前耕地緑道	岡本2-13-16 先
12	喜多見緑道	喜多見4-20-30 先
13	喜多見まえこうち緑道	喜多見1-9-20 先
14	滝下橋緑道	喜多見7-28～喜多見7-25 先
15	野川緑道	喜多見9-25 先
16	野川第二緑道	大蔵6-20-23 先

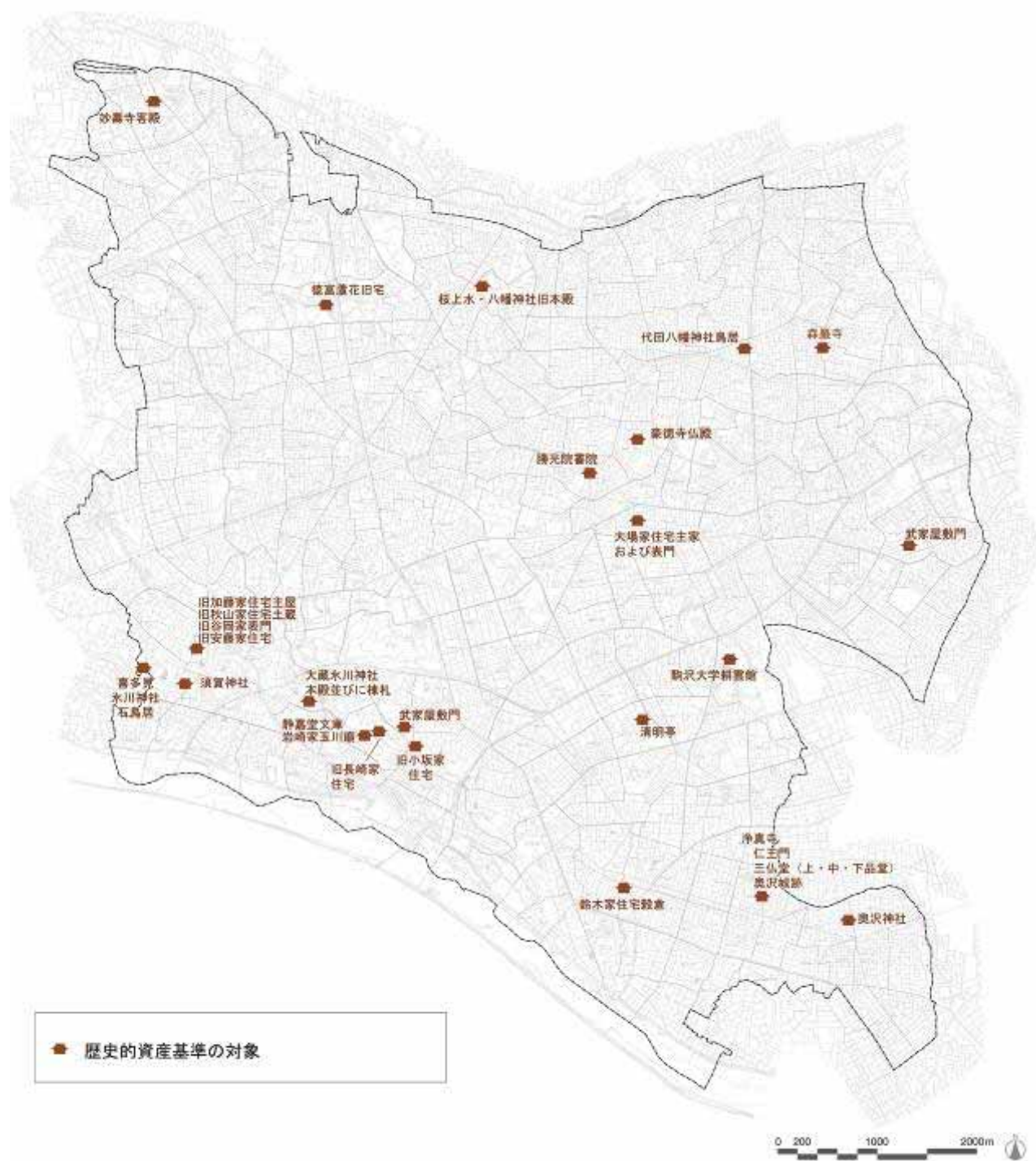
位置図（緑道基準）



(4) 歴史的資産基準

種別	番号	名称	所在地
国指定重要文化財 (建造物)	1	大場家住宅主屋および表門	世田谷 1-29-18
東京都指定文化財 (建造物)	1	武家屋敷門	下馬 2-11-6
区指定文化財 (建造物)	1	旧長崎家住宅	岡本 2-19-1 岡本公園民家園内
	2	旧加藤家住宅主屋	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園内
	3	旧秋山家住宅土蔵	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園内
	4	旧谷岡家表門	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園内
	5	旧安藤家住宅	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園内
	6	旧小坂家住宅	瀬田 4-41-21 瀬田四丁目広場内
	7	武家屋敷門	岡本 1-3
	8	勝光院書院	桜 1 丁目
	9	喜多見氷川神社石鳥居	喜多見 4-26-1
	10	浄真寺三仏堂(上・中・下品堂)	奥沢 7-41-3
	11	浄真寺仁王門	奥沢 7-41-3
	12	豪徳寺仏殿	豪徳寺 2-24-7
	13	桜上水・八幡神社旧本殿	桜上水 3-21-6
	14	大蔵氷川神社本殿並びに棟札	大蔵 6 丁目
	15	妙壽寺客殿	北烏山 5-15-1
	16	鈴木家住宅穀倉	等々力 2-39
	17	志村家住宅	成城 (3-16)
	18	代田八幡神社鳥居	代田 3-57-1
区指定文化財 (特定の場所がある 無形民族文化財)	1	浄真寺(二十五菩薩練供養)	奥沢 7-41-3
	2	喜多見氷川神社 (節分祭行事と神前神楽)	喜多見 4-26-1
	3	奥沢神社(大蛇お練り行事)	奥沢 5-22-1
	4	須賀神社(湯花神事)	喜多見 4-3-23
	5	森巖寺(針供養)	代沢 3-27-1
東京都選定 歴史的建造物 及び 特に景観上重要な 歴史的建造物等	1	静嘉堂文庫	岡本 2-23-1
	2	岩崎家玉川廟	岡本 2-23-1
	3	駒澤大学耕雲館	駒沢 1-23-1
	4	清明亭	深沢 7-3-1
	5	浄真寺 (仁王門、三仏堂、奥沢城跡)	奥沢 7-41-3
	6	徳富蘆花旧宅	粕谷 1-20 蘆花恒春園内

位置図（歴史的資産基準）



(5) 農の風景基準

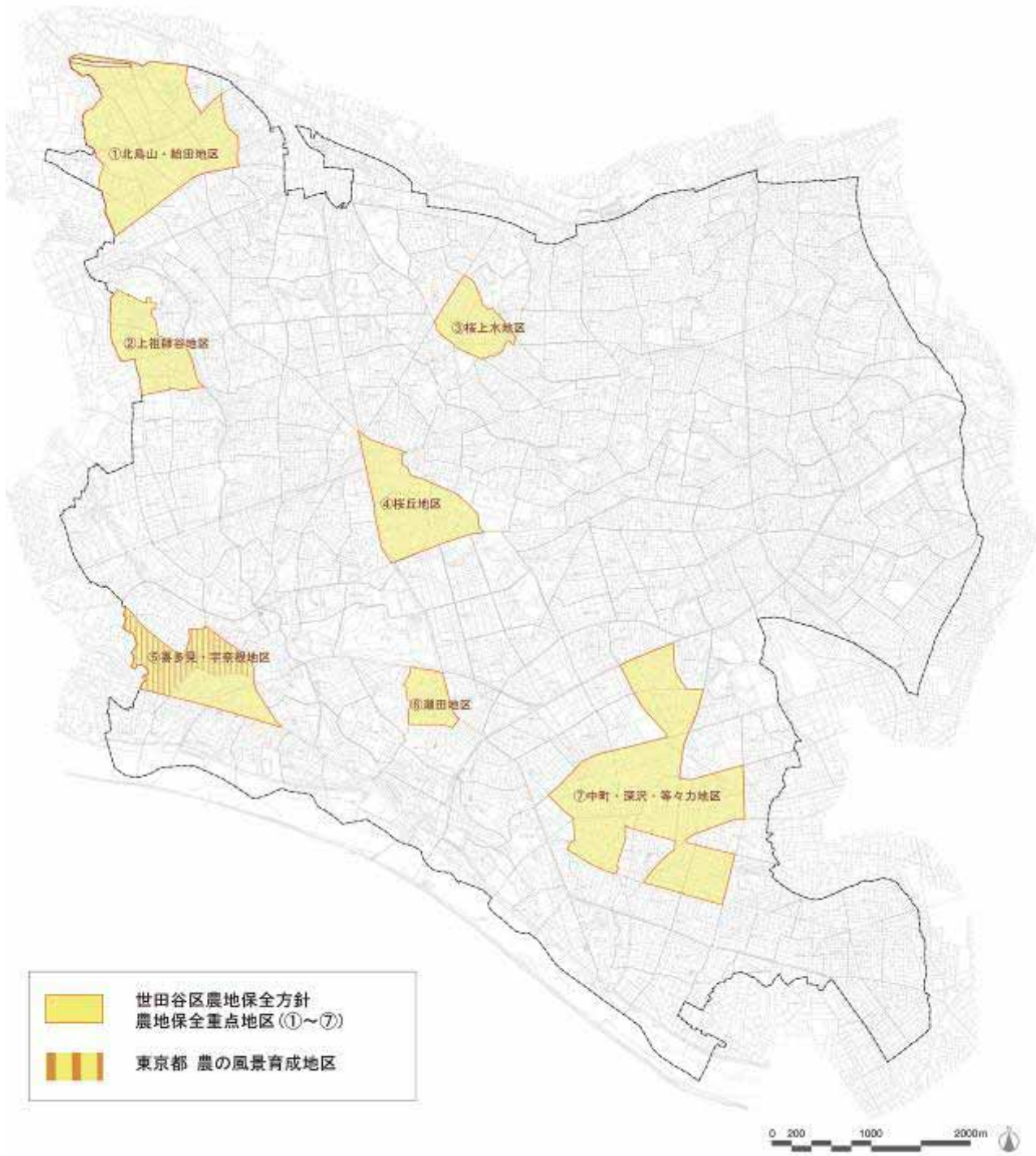
●農地保全重点地区

番号	名称	所在地
1	北烏山・給田地区	北烏山3～9丁目、給田4丁目
2	上祖師谷地区	上祖師谷4・5・7丁目
3	桜上水地区	桜上水1・2丁目
4	桜丘地区	桜丘3～5丁目
5	喜多見・宇奈根地区	喜多見3～5丁目、宇奈根3丁目
6	瀬田地区	瀬田5丁目
7	中町・深沢・等々力地区	新町1丁目、中町2～4丁目、深沢3・5・6丁目、等々力4・5・7・8丁目

●農の風景育成地区

番号	名称	所在地
1	喜多見四・五丁目農の風景育成地区	喜多見4・5丁目

位置図（農の風景基準）



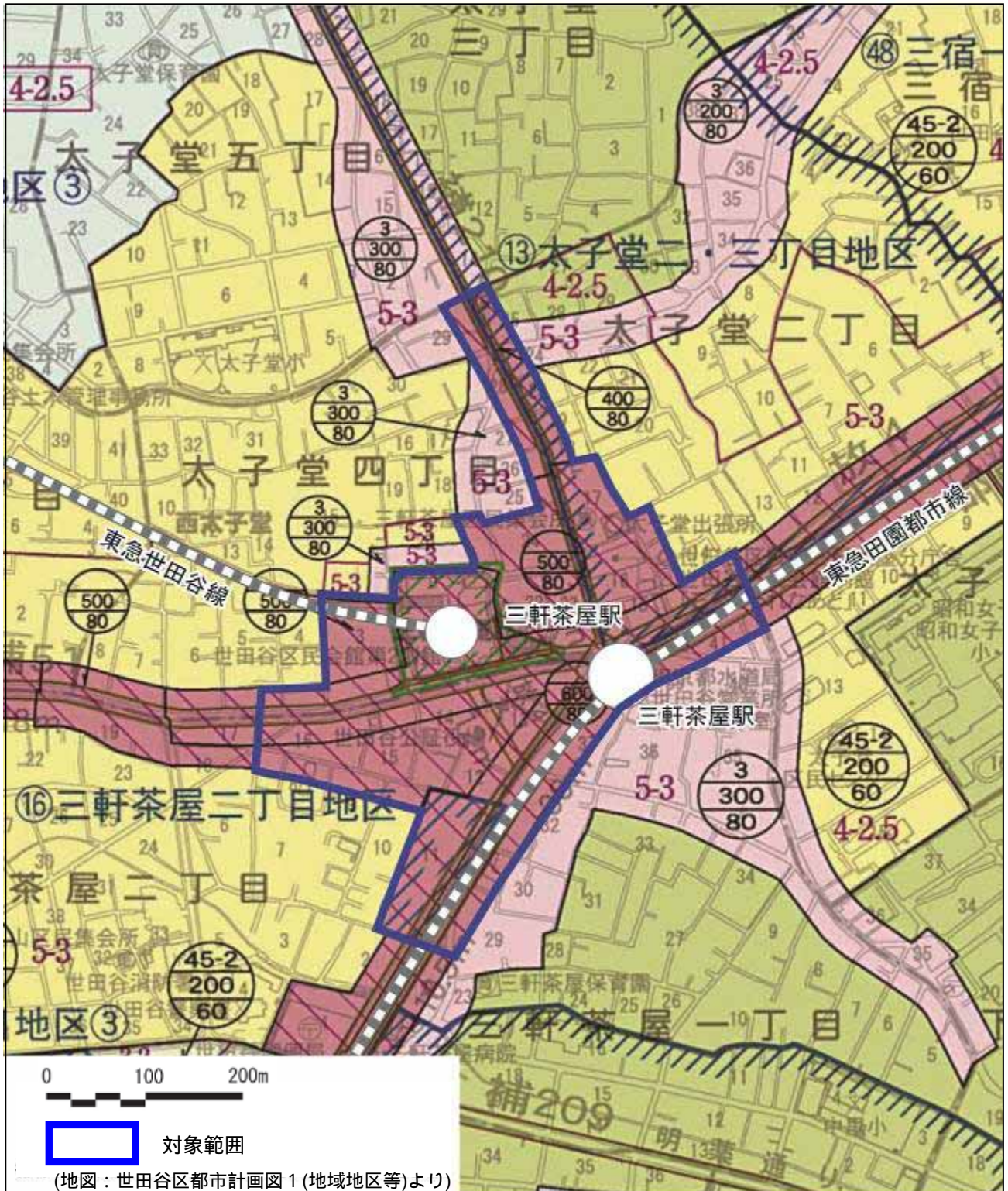
(6) 拠点基準

● 広域生活・文化拠点

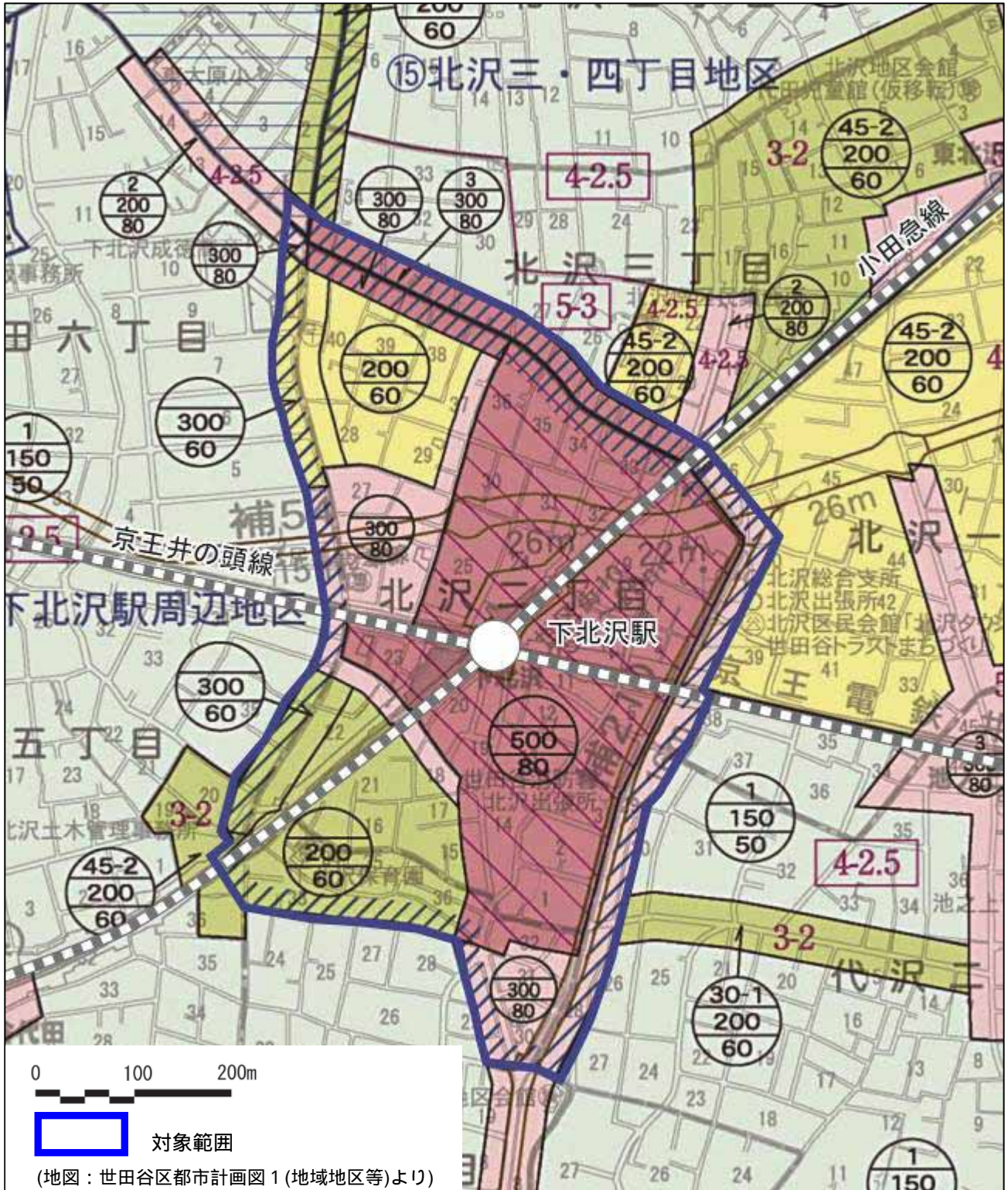
番号	名称	場所
1	三軒茶屋	三軒茶屋駅周辺
2	下北沢	下北沢駅周辺
3	二子玉川	二子玉川駅周辺

位置図（拠点基準）

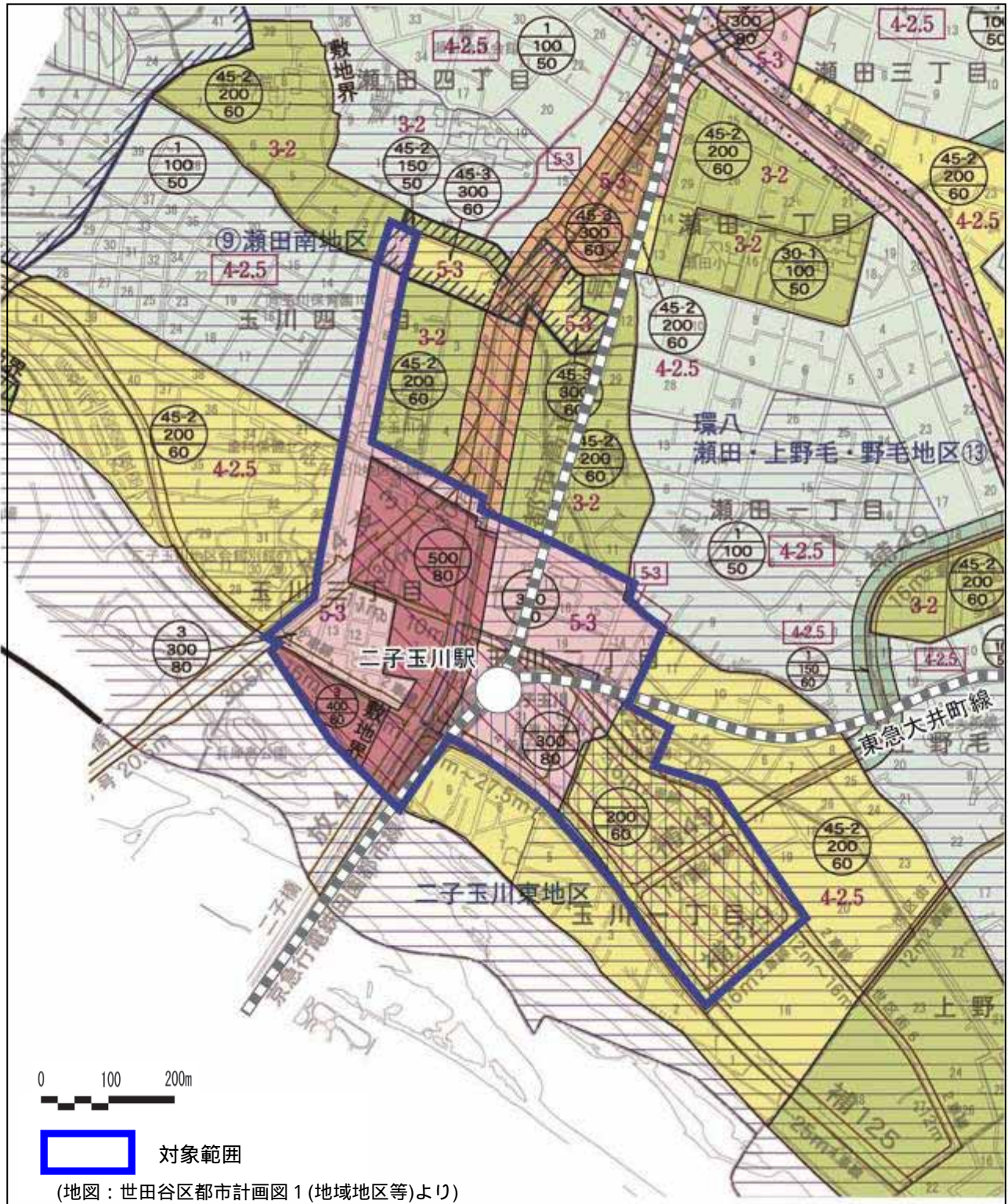
〈三軒茶屋〉



<下北沢>



<二子玉川>



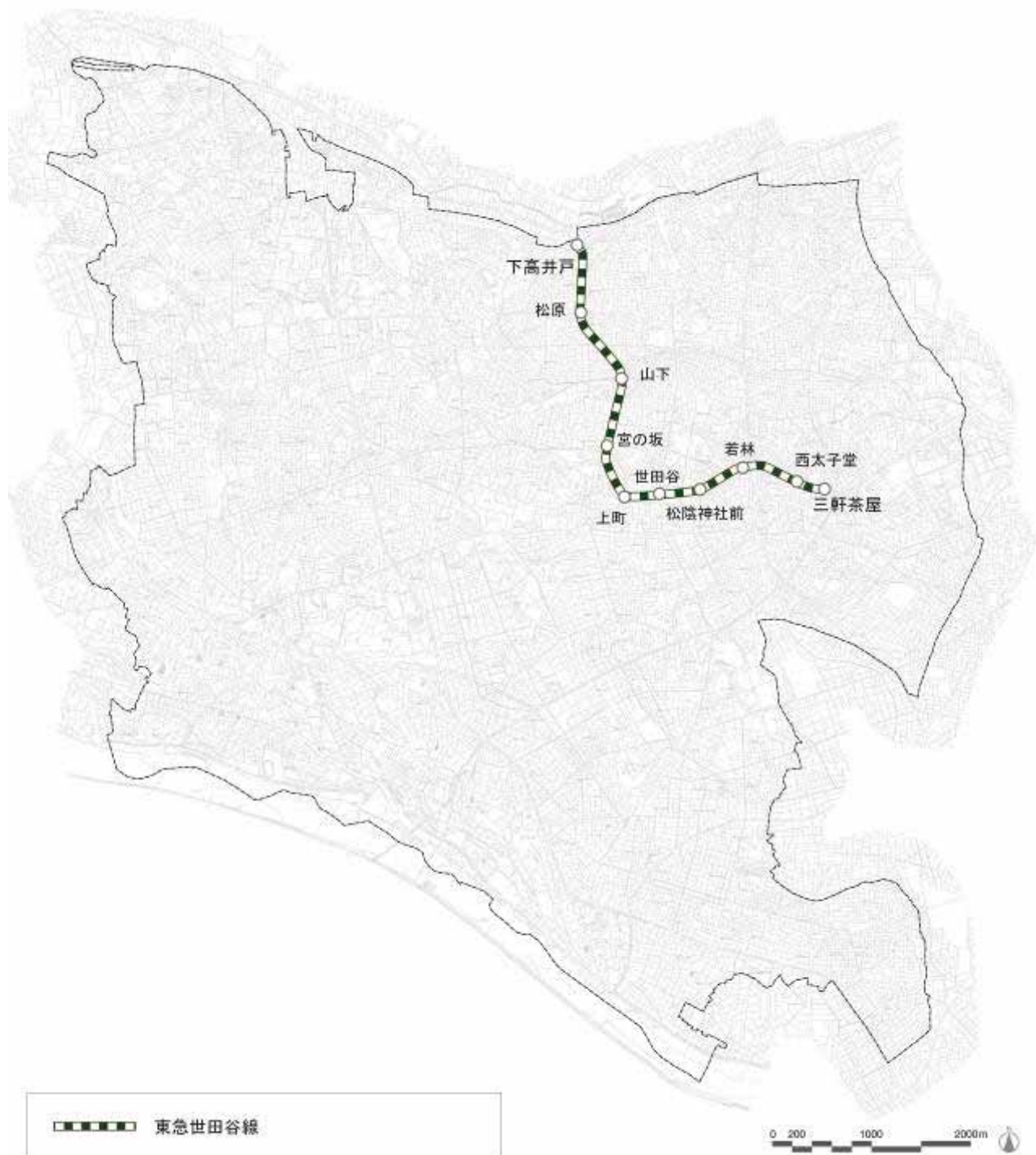
(7) 幹線道路基準

種別	番号	名称(通称名)
高速道路	1	首都高速3号線
	2	首都高速4号線
	3	中央自動車道
	4	東名高速道路
	5	第三京浜
幹線道路	1	環状7号線(環七通り)
	2	環状8号線(環八通り)
	3	放射3号線(目黒通り)
	4	放射4号線(玉川通り)
	5	放射23号線(井ノ頭通り)
地区幹線道路	1	補助26号線
	2	補助49号線(駒沢通り)
	3	補助50号線
	4	補助51号線(世田谷通り)
	5	補助52号線
	6	補助54号線
	7	補助125号線(多摩堤通り)
	8	補助126号線
	9	補助127号線(自由通り)
	10	補助128号線
	11	補助129号線
	12	補助133号線
	13	補助154号線(駒沢公園通り)
	14	補助208号線
	15	補助209号線(明葉通り)
	16	補助210号線(茶沢通り)
	17	補助212号線
	18	補助214号線
	19	補助215号線(千歳通り)
	20	補助216号線
	21	補助217号線(成城通り)
	22	補助218号線(甲州街道)
	23	補助329号線

(8) 世田谷線沿線基準

番号	名称
1	東急世田谷線

位置図 (世田谷線沿線基準)



3. 地域風景資産、界わい宣言一覧

(1) 地域風景資産

●第1回選定（平成14年度）

番号	名称	所在地
1	池尻稻荷神社を中心とする旧大山道	池尻 2-34-15、旧大山道
2	双子の給水塔の聳え立つ風景	弦巻 2-41
3	玉石垣のある風景	桜丘 2-17、3-37、5-4 ~ 5-6（千歳通り）
4	心なごむ桜丘の原風景	桜丘 4-2、4-5
5	経堂の西洋館と庭	経堂 2-29
6	代沢せせらぎ公園と北沢川緑道	代沢 4-36、代沢 3-5
7	校庭で子どもたちを見守る松の木	代沢 2-42-9 池之上小学校内
8	桜上水の野菜畑	桜上水 2-12
9	松林と大櫨のある世田谷新町公園	桜新町 2-6-1
10	呑川親水公園	新町 1丁目、深沢 6~8丁目
11	秋山の森と旧秋山邸	深沢 6-10
12	清明亭	深沢 7-3-1 深沢高校内
13	谷沢川の桜並木	用賀 1-13 ~ 1-14、1-18 ~ 1-20 の間
14	用賀プロムナード	用賀 4丁目、上用賀 5丁目
15	園芸高校の並木とみどり空間	深沢 5-38
16	森の児童館	上野毛 4-29-18
17	富士見橋より見た富士山の見える眺望	上野毛 3-3、3-9、3-10、3-19 に架かる橋
18	等々力駅近くの寺社かいわい	等々力 3-15、3-27
19	等々力 7丁目荒井家・鈴木家かいわいの巨樹群	等々力 7-22、7-13
20	大ケヤキのある散歩道・けやき道	奥沢 2-15 ~ 2-23 と 2-27 ~ 2-33 の間の道
21	国分寺崖線を眺められる多摩川堤	玉川 1丁目、上野毛 2丁目
22	静嘉堂緑地の自然林	岡本 2-23
23	岡本の富士見坂・岡本 3丁目の坂	岡本 3-27 と 3-28 の間の道
24	喜多見五丁目竹山市民緑地の竹林と垣根	喜多見 5-20
25	喜多見大橋から見た野川上流の眺め	喜多見 6丁目、7丁目
26	慶元寺三重塔の見える風景	喜多見 4-7
27	成城三丁目緑地	成城 3-16-38
28	成城の近代住宅	成城 3-6、5-11、7-7
29	つりがね池と樹林	祖師谷 5-33-11
30	季節の野草に出会う小径	船橋 3-5、3-13、3-17 ~ 3-20 の間の道
31	蘆花恒春園花の丘	粕谷 1-1 ~ 1-5

●第1回選定（つづき）

番号	名称	所在地
32	祖師谷中橋	上祖師谷 2-6、2-20、6-8、6-9 に架かる橋
33	上北沢駅前の桜並木	上北沢 3 -18,3-20,3-23~24 と 3-28~29,3-31 ~ 32 の間
34	「山本農機・山本善水商店」を中心とした旧甲州街道の街並 - 「間の宿」としての面影	南烏山 3 -24
35	世田谷の小京都・釜六の天水桶	北烏山 4-14-1 源正寺内
36	松葉公園	北烏山 2-9

●第2回選定（平成19年度）

番号	名称	所在地
1	北沢地域に隠れている石造物群～茶沢通り（旧二子道）界隈～	北沢 3-17-2（庚申塔）
2	羽根木公園にある羽根木プレーパーク（豊かな緑の中で遊ぶ子どもたち）	代田 4-38-52
3	代田の丘の 61 号鉄塔	代田 2-4-12
4	三宿の森緑地	三宿 2-27-27
5	大ケヤキのある円泉ヶ丘公園	太子堂 3-30-20
6	登録有形文化財の萩原邸	三宿 1-15
7	太子堂八幡神社と森	太子堂 5-23-4
8	元気でやさしい松陰神社通り	若林 4 丁目、世田谷 4 丁目
9	若林 3 丁目緑の小道	若林 4 丁目、世田谷 4 丁目
10	旧・新町住宅地の桜並木	深沢 7～8、桜新町 1 丁目
11	四季の移ろいに心ときめく安らぎの道「桜並木と呑川緑道公園」	深沢 1（呑川緑道の一部）
12	九品仏浄真寺脇（南側）のクロマツの並木	奥沢 7 丁目
13	奥沢海軍村ゆかりの風景	奥沢 2-32、2-33
14	歩いて楽しい北沢川緑道（豪徳寺 1 丁目）	豪徳寺 1 丁目、赤堤 2 丁目
15	古道・滝坂道	豪徳寺 1 丁目、宮坂 2 丁目
16	長島大榎公園界隈の緑	経堂 5-17-25、5-12-13、5-17
17	ほっとやすらぐ世田谷線界隈の情景	三軒茶屋～下高井戸の世田谷線の線路と駅舎
18	せたがやボロ市が開催される大山道	世田谷 1 丁目
19	大正ロマンをのこす砧下浄水場ポンプ室	鎌田 2-4
20	水辺の自然とふれあえる蘆花恒春園「みんなのとんぼ池」「やごの楽校」	粕谷 1-20
21	祖師谷公園	上祖師谷 3 丁目
22	成城の桜並木といちょう並木	成城 6・7 丁目
23	喜多見ふれあい広場から見た「野川と国分寺崖線の纏まとまった緑」	成城 4-31-4、4-20、4-20-8

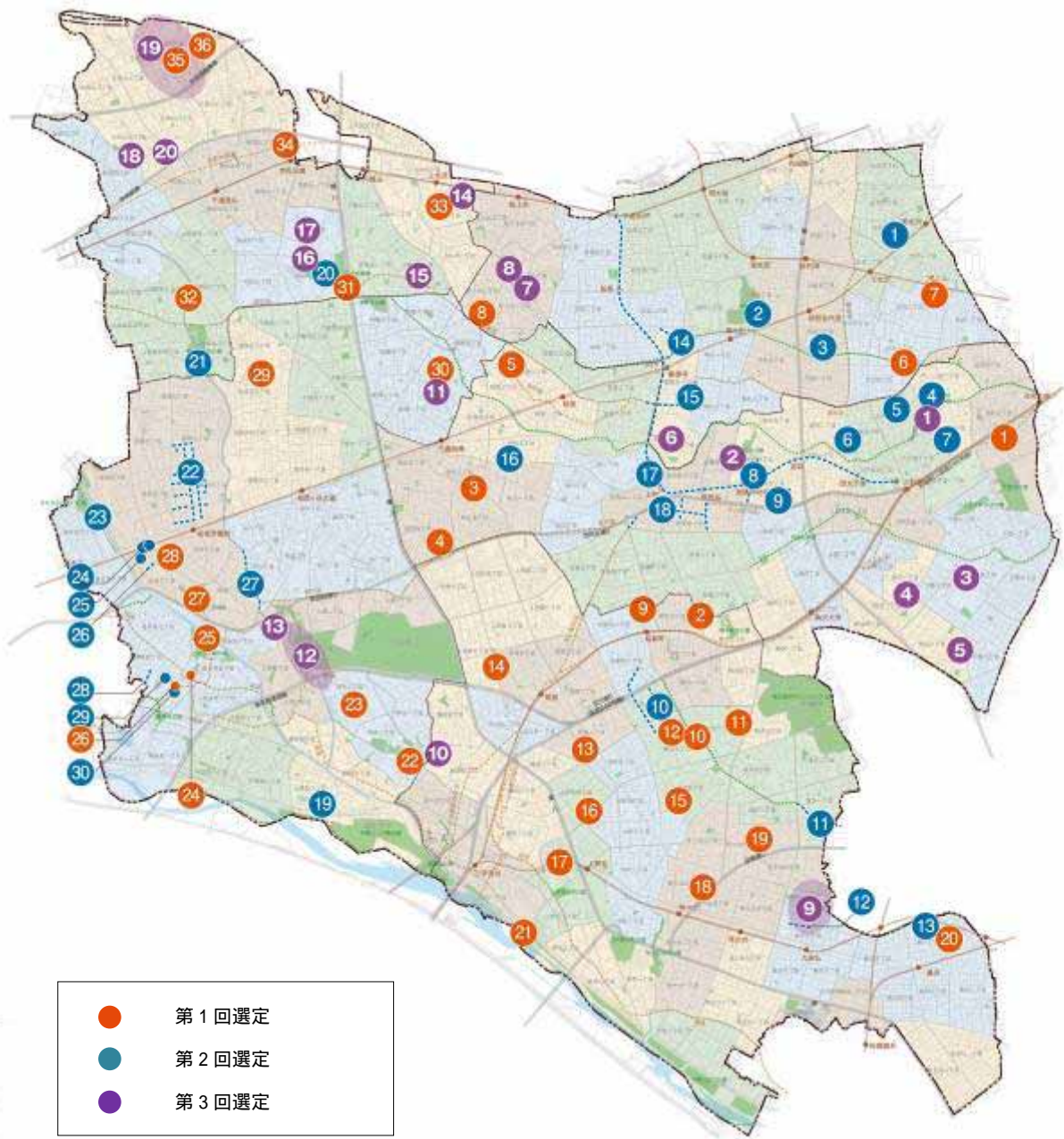
●第2回選定（つづき）

番号	名称	所在地
24	成城の富士見橋と不動橋	成城 4・5 丁目
25	成城 3 丁目の国分寺崖線の樹林	成城 3-9-3、3-10
26	成城 3 丁目桜と紅葉の並木	成城 3-16
27	仙川・川面に映る桜並木道(打越橋～石井戸橋)	砧 7 丁目、成城 1 丁目
28	喜多見・歴史の道～慶元寺・氷川神社界わい	喜多見 4 丁目
29	畑の間の土の道	喜多見 4 丁目
30	須賀神社とムクノキ	喜多見 4-3-23

●第3回選定（平成25年度）

番号	名称	所在地
1	せせらぎと絵陶板のある烏山川緑道	太子堂 2-32 先～三宿 1-7 先
2	世田谷区庁舎のケヤキ並木が作る広場の風景	世田谷 4-21-27、世田谷 4-22-33、35
3	世田谷観音～地域コミュニケーション拠点	下馬 4-9-4
4	下馬、野沢の道と人を見守る古道沿いの三猿	野沢 1-9-31
5	のざわテット-ひろば	野沢 3-14-22
6	豪徳寺参道の松並木	豪徳寺 2-24-7
7	桜上水「江戸城御囲い松」の兄弟松	桜上水 3-18-12
8	緑丘中学校・校庭の大ケヤキ	桜上水 3-19-12
9	鷺草伝説ゆかりの奥沢城趾のある風景	奥沢 7-41-3、等々力 6-4-1
10	旧小坂家別邸と崖線庭園	瀬田 4-41-21
11	水辺のある能勢公園	船橋 3-10-12
12	石井戸（大蔵）の愛宕山	大蔵 4-4 先
13	大蔵の四季が溢れ出す妙法寺の境内	大蔵 5-12-3
14	賀川豊彦と松沢の教会・幼稚園・資料館	上北沢 3-8-14、19
15	八幡山の八幡社	八幡山 1-12-30
16	文豪の住まいと雑木林のある蘆花恒春園	粕谷 1-20-1
17	粕谷本橋家の竹林と野草苑	粕谷 2-11-32
18	給田小学校の古民家	給田 4-24-1
19	烏山寺町	北烏山 4～6 丁目
20	みどりと静けさの北烏山九丁目屋敷林	北烏山 9-1

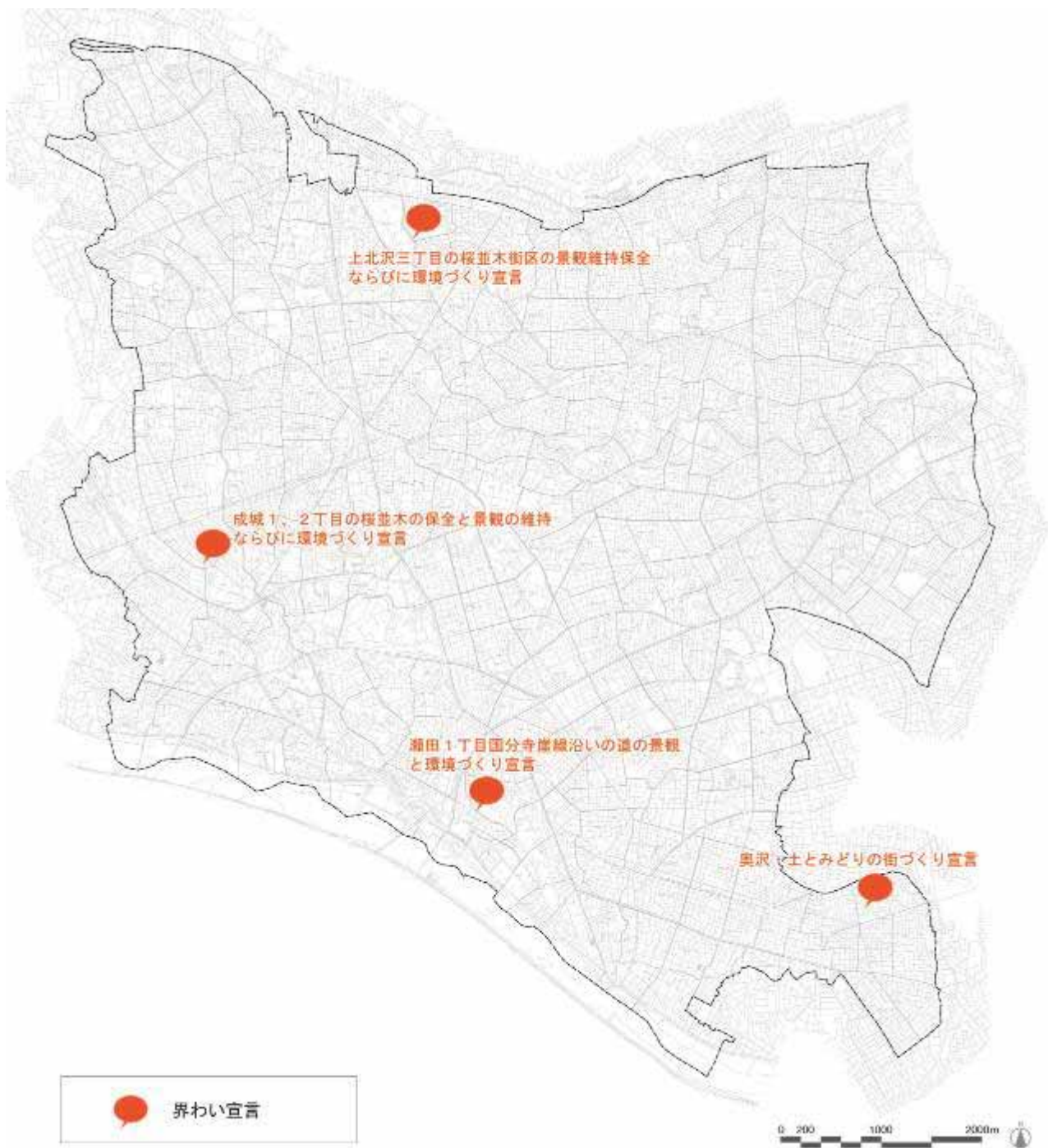
■ 地域風景資産位置図



(2) 界わい宣言

番号	名称	所在地
1	奥沢・土とみどりの街づくり宣言	奥沢二丁目 32 番 外
2	瀬田 1 丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言	瀬田一丁目国分寺崖線沿いの旧大山道、行善寺坂、行火坂、おもいはせの道沿道
3	成城 1、2 丁目の桜並木の保全と景観の維持ならびに環境づくり宣言	成城一丁目及び二丁目の桜並木沿いの地域
4	上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言	上北沢三丁目の桜並木街区

■ 界わい宣言位置図



參考資料

目 次

1．用途地域図.....	参考資料- 2
2．色彩について	参考資料- 3
3．風景づくり計画見直しの検討経過.....	参考資料- 4
4．風景づくり委員会名簿.....	参考資料- 5
5．用語集	参考資料- 6

2. 色彩について

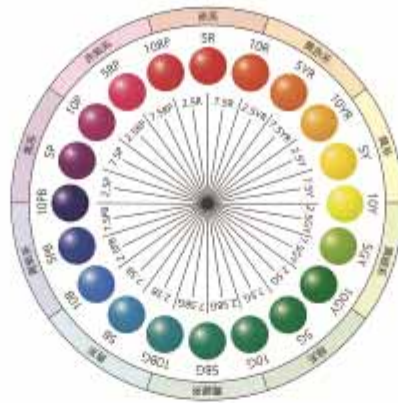
マンセル表色系について（東京都景観色彩ガイドラインより）

マンセル表色系

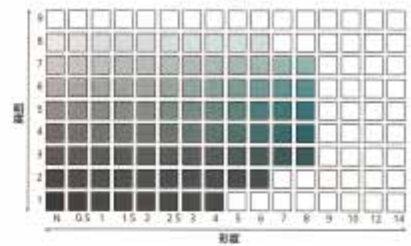
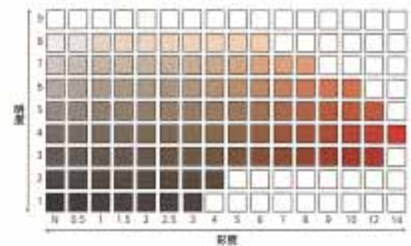
私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、ガイドラインでは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。



色相（マンセル色相環）



明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）

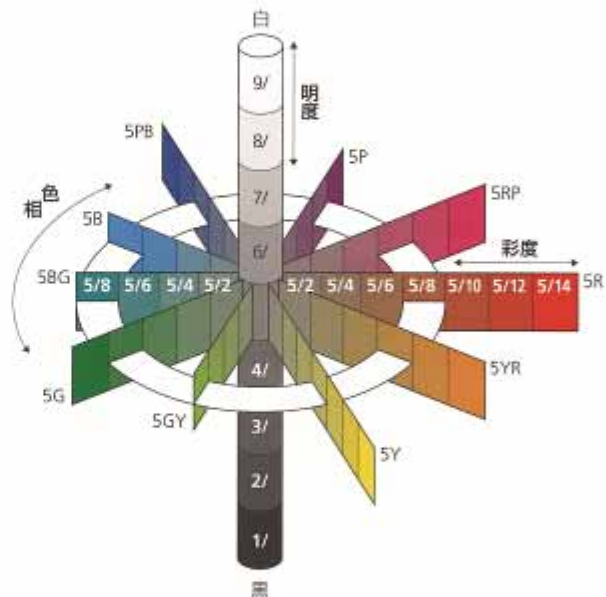
●**色相**は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせて、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

●**明度**は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

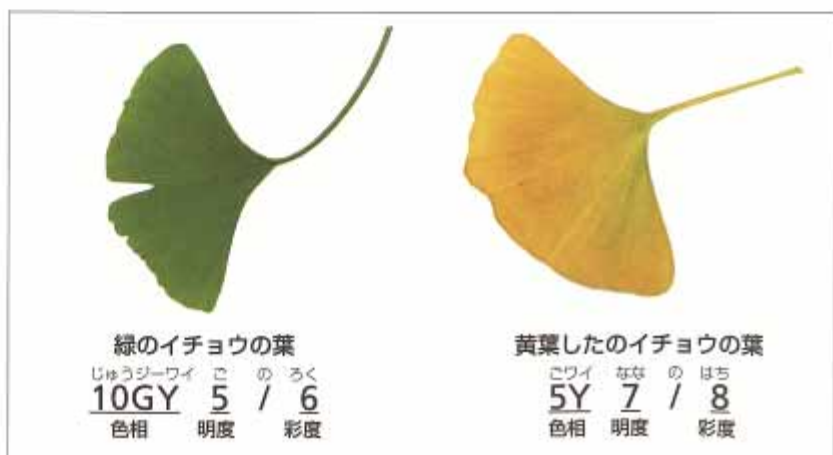
●**彩度**は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない純い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

●**マンセル値**は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

例えば、都の木であるイチョウの葉は、春から夏にかけての盛期で10GY5/6程度、秋の紅葉時で5Y7/8程度です。



マンセル表色系のしくみ



3. 風景づくり計画見直しの検討経過

日時		主な内容	
平成 25 年度	11月 1日	区政モニターアンケート実施 調査期間：11月1～15日	・世田谷の風景づくりについて
	12月 5日	平成25年度 第2回風景づくり委員会	・風景づくり計画の見直しについて(諮問)
	3月 1日	風景づくりフォーラム2014	・風景づくり計画見直しに関する説明
	3月25日	平成25年度 第3回風景づくり委員会	・風景づくり計画見直し骨子(案)について
平成 26 年度	6月 1日	風景づくり計画見直し骨子公表	
	6月14日	みんなでつくろう！せたがやの風景 ～意見交換会～	・ワークショップ「私のせたがや風景自慢！」 ・参加者アンケート実施
	6月20日	平成26年度 第1回風景づくり委員会	・風景づくり計画の見直しについて
	8月25日	平成26年度 第2回風景づくり委員会	・風景づくり計画(見直し素案(案))について
	10月9日	平成26年度 第3回風景づくり委員会	・風景づくり計画についての答申
	11月14日 ～12月5日	区民意見提出手続(パブリックコメント)	・風景づくり計画(見直し素案)について
	11月22日	風景づくり計画(見直し素案)説明会	・風景づくり計画(見直し素案)について
12月18日	平成26年度 第4回風景づくり委員会	・風景づくり計画(見直し案)について	



みんなでつくろう！せたがやの風景～意見交換会～の様子

4. 風景づくり委員会名簿

前田 英寿	芝浦工業大学 教授	委員長
入江 彰昭	東京農業大学 准教授	副委員長
上野 晴雄	元東京都港湾臨海開発部建設担当課長 元(株)UG都市建築企画推進室長	
岡田 雅代	元うつのみや市政研究センター専門研究嘱託員 おかだプランニングラボ代表	
古内 時子	ふるうち設計室主宰 共立女子大学 非常勤講師	
内池 正名	区民委員(公募)	
鈴木 かおり	区民委員(公募)	

5 . 用語集

【あ行】	
アイストップ	通りの突き当たりなど、人の視線がぶつかる部分に効果的に配置される建築物や樹木などのこと。
暗渠（あんきょ）	覆いをされたり、地下に設けられたりして、地上からは見えない水路のこと。
運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。都市公園法による都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
オープンスペース	公園や広場など、道路や建物に利用されていない空地のこと。
【か行】	
基本構想	世田谷区の望ましい将来像の実現に向けて区民主体のまちづくりを進め、自治の発展をめざす区政の基本的な指針。
基本色	建築物・工作物の壁面において、見える面積の大部分（4/5以上）に使用する色彩のことを、「基本色」と定義している。街並みに与える影響が大きいため、周辺と調和しやすい色彩となるような配慮が望まれる。
強調色	建築物・工作物の壁面において、一部（1/5以内）に使用する色彩のことを、「強調色」と定義している。
近代化遺産	日本の文化庁が定義している文化遺産保護制度上の概念の一つで、幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2haを標準として配置する。
区長公選制	区長を住民の直接公選によって選ぶこと。
景観法	良好な景観形成を図るため、基本理念や住民・事業者・行政の責務等を規定した景観に関する総合的な法律であり、景観行政団体が景観計画（本区の場合は風景づくり計画）や条例（本区の場合は世田谷区風景づくり条例）を作る際の根拠となる法律。
国分寺崖線	多摩川、野川に沿って続く崖の連なりで、緑が豊かで湧水等の自然的環境に恵まれた、世田谷区を代表する自然風景を有する場所。この国分寺崖線とその周辺を「水と緑の風景軸」として指定。
コミュニティ	地域住民が生活している場所、活動等を通じて住民相互の交流が行われている地域社会。
【さ行】	
彩度（さいど）	色の鮮やかさを表す尺度。

色相（しきそう）	赤、青、緑のような「いろあい」を表す尺度。
スカイライン	空を背景にした山や建築物の輪郭線。
生産緑地	都市における農地などの適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に位置づけている場所。
せたがや界限賞	区民の方々から愛され親しまれるような魅力を備えた界限を表彰し、世田谷区における街並み形成のモデルとしました。昭和 59 年から全 5 回を通じて 21 件が表彰された。
せたがや百景	区民が「好ましい」と感じる風景の中で生活し、活動していくことを願って、そのような風景を区民、行政、事業者が協力しあって守り育て、つくっていくために、1984（昭和 59）年に、区民から推薦を募り 100 の風景を選定したもの。応募数は延べ 2700 景、重複を整理して 400 景。学識経験者などで構成された「せたがや百景選定委員会」が、選定基準をもとに 200 景まで候補をしぼり、全区的に投票を行って 100 景を選定。投票数は 9 万 2000 件にものぼり、高い関心をあつめた。
せたがや風景デザイナー	風景づくりを進めるために、建設行為等に対して風景づくり計画などとの整合について技術的指導及び助言を行うための専門家。（風景づくり条例第 36 条）
【た行】	
玉川八景	「玉川八景」（またの名を「行善寺八景」という）は、江戸時代に四季折々の二子玉川の風景を謳ったもので、瀬田黄稻（おうとう）、土峰（富士山）晴雪、大蔵夜雨、二子帰帆、岡本紅葉、登戸宿雁（しゅくがん）、吉沢暁月（ぎょうげつ）、川辺夕烟（ゆうえん）がある。
暖色	赤、黄色、オレンジ色などの、心理的に暖かい印象を与える「いろあい」。
暖色系	赤系、黄系、その中間の黄赤系の「いろあい」に属する色彩のことを指す。街で見られる建築物の外壁や屋根に使われている色の 8 割近くがこの暖色系に属している。
地区計画	都市計画法にもとづく制度。比較的小さな範囲の地区を対象に、地区の方針と建築物の用途や形態などのルールや道路・公園などの配置を細かく定めることで、その地区にふさわしい良好な街づくりを進めることができる。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で徒歩圏域内に居住するものが容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は 4 ha を標準として配置する。
地区街づくり計画	世田谷区街づくり条例に基づいて区民参加で策定する街づくり計画。地区の特徴に応じてきめ細かい街づくりのルールを定めることができる。

東京都選定歴史的建造物	歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要であるとして東京都景観審議会の答申と所有者の同意を得て都が選定したもの（文化財は除く）。
特殊公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。風致公園、動植物公園、歴史公園、農業公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
特別保護区	世田谷区ではみどりの基本条例に基づき、樹林地や水辺地、動物の生息地など、貴重な自然が残されている私有地を、「特別保護区」として指定している。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき都市計画に位置づける地域地区のひとつで、都市の良好な緑地を永続的に保全し、将来に継承していることを目的とし、建築や造成などの行為を規制（許可制）するとともに、土地所有者への税の優遇などを設けている地区。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
都市林	都市緑地法に基づき指定される。市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
【な行】	
農地保全重点地区	世田谷区みどりの基本条例に定めるみどりの重点地区の一つ。農地保全のため、積極的にみどりの保全および創出の推進を図る必要があると認められる地区。世田谷区農地保全方針に基づき7地区を指定。
農の風景育成地区	都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくために東京都が創設した制度で、比較的まとまった農地や屋敷林が残る特色ある風景を形成している地区を指定するもの。現在、喜多見4・5丁目を指定し、農業振興や農地保全とともに、樹林の保全、地域の資産や風景の継承、農を活かしたまちづくり等の取り組みを進めている。
法面（のりめん）	山を切り開いたり土を盛ったりするなどして作られる人工的な斜面のこと。
【は行】	
風景づくりアドバイザー	区民が風景づくり活動を進めるにあたって必要に応じて派遣する、建築や造園などの専門知識や技術のある専門家。（風景づくり条例第37条）
風景づくり委員会	風景づくり条例で定められた事項や、風景づくりに関する重要事項を調査審議するための区長の附属機関。（風景づくり条例第35条）

風景づくり活動団体	風景づくり活動を行う団体。風景づくり条例第 22 条で「風景づくり活動団体の登録」が規定されており、登録された団体は必要に応じて支援や助成が受けられる。区民が主体となった風景づくりを促す取り組みの一つ。
風景づくり資源図	地域ごとに、風景づくりの手がかりとなるもの地図に示したもの。
プロムナード	車を気にすることなく歩いて楽しめる遊歩道、散歩道のこと。植栽やストリートファニチャーを設置し、安らぎの空間として整備されている事例が多い。
壁面の分節化	建築物の壁面などを長大で平滑なものとせず、意匠や色彩の工夫によって、幾つかに区切られたように見せることによって、圧迫感等を軽減する手法。
【ま行】	
みどり率	一定地区の総面積に占める、樹木・草・農地などのみどりで被われた土地面積と、水面と公園のみどりで被われていない部分を合計した土地面積を合算した割合。
無彩色	色相を知覚させない白、灰色、黒などの色のこと。
明度（めいど）	色の明るさを表す尺度。
木造住宅密集地域	東京都の木造住宅密集地域整備プログラム（平成 9 年）で指定された木造住宅密集地域のうち、平成 18・19 年の土地利用現況調査により算出した不燃領域率 60%未満の地域。
【や行】	
屋根色	勾配屋根の色と定義する。
擁壁（ようへき）	宅地の土砂が崩壊するのを防ぐため、切土や盛土などの崖面を支える構造物。
【ら行】	
ランドマーク	その地域の目印、シンボルとなるような建築物など。その街の顔であり、住民に親しまれ、また、来訪者の印象にも残るもの。
陸屋根（りくやね・ろくやね）	水平あるいは勾配がほとんどない平らな屋根のこと。ビルや集合住宅に多く見られるタイプの屋根だが、住宅デザインの洋風化にともない、一般住宅などにも見られるようになってきている。
連続立体交差事業	市街地において道路と交差している鉄道を、一定区間連続して高架化または地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業。